

総務候補者に関する規則

(定義)

第一条

総務候補者とは、学生理事会の総務になろうとする者で、総務としての業務を習得するために学生理事会から研修を受ける者をいう。

(届出)

第二条

総務候補者になろうとする者は、学生理事会の定める形式にしたがって、その旨を理事会に届け出なければならない。

(研修)

第三条

総務候補者の研修は、原則として、学生理事会の総務・理事立ち会いの下で窓口業務を補佐すること、及び学生理事会に出席し、見学することをもって当てる。ただし、学生理事会の決議により、その他の業務の補佐をもって替えることができる。

(昇格)

第四条

総務候補者が以下に定める条件を全て満たした場合、学生理事会の議長は、当該総務候補者が総務となることを承認するかどうかを協議することを、速やかに学生理事会に提案しなければならない。

- 一 窓口業務、または理事会への出席、もしくはその他の業務を合計して8時間以上行った。
- 二 総務として必要な業務を習得したと学生理事会の議長が判断できた。

第五条

総務候補者が総務となることの承認は、学生理事会の決定により、これを行う。ただし、第四条に定める条件を満たしているのにも関わらず、学生理事会が当該総務候補者が総務となることを承認しない場合は、理由をあわせて示さなければならない。

(資格取消)

第六条

総務候補者が、学友会の理念を著しく攻撃、及び破壊しようとした場合、もしくは過失または故意により著しく大きな損害を学友会、学友会員、または他の団体及び個人に対して与えた場合、学生理事会の全構成員の3分の2以上の賛成により、当該総務候補者の総務候補者としての資格を取り消すことができる。ただしこの場合、学生理事会は直接の理由となった問題を具体的に、かつ全学生への公示によって示さなければならない。

第七条

総務候補者は、6ヶ月以内に総務とならない場合、原則として総務候補者としての資格を失う。特別の事情がある場合、学生理事会の決定によりその期間を延長することができる。

第八条

総務候補者が研修中に評議員会各会により理事、または会計監査委員に選出された場合、その総務候補者は選出されたその日から総務候補者としての資格を失い、ただちに理事、もしくは会計監査委員となる。総務候補者が研修中に学生理事会によって特別委員会の委員に選出されることは、これを妨げない。

(改廃)

第九条

この規則は、学生理事会の全構成員の過半数の賛成により、改廃を行う。

第十条

教官評議員会を除く評議員会各会は、3分の2以上の賛成により、この規則の改廃を行うことができる。

付 6月27日の学友会学生理事会において可決、その日から施行。